

佐久市地域クラブ指導者人材バンク設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、佐久市における中学校部活動の地域移行の推進に向け、地域クラブ等で指導可能な者を地域クラブ等運営団体（以下「運営団体」という。）に情報提供することを目的として設置する「佐久市地域クラブ指導者人材バンク」（以下「人材バンク」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、人材バンクに係る業務として次に掲げる業務を行う。

- （1）指導者の登録に関すること。
- （2）指導者に係る情報提供に関すること。
- （3）指導者の資質向上に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

（登録の要件）

第3条 人材バンクに登録できる指導者は、スポーツや文化芸術活動への関心や指導意欲をもち、佐久地域の地域クラブ等での指導が可能な者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）登録する年の4月1日現在で18歳以上の者であること。
- （2）スポーツや文化芸術活動に関し、実技又は指導の経験を有すること。

（登録等）

第4条 人材バンクに登録を希望する者は、佐久市地域クラブ指導者人材バンク登録申込書（別記様式）により、教育委員会に申し込むものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申込みがあったときは、別紙様式により審査し、適当であると認めたときは、人材バンクへ登録し、その旨を当該登録された指導者（以下「登録指導者」という。）へ通知するものとする。
- 3 登録指導者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に連絡しなければならない。
- 4 教育委員会は、登録指導者として不適格と認められる行為又は事実

が確認されたときは、当該登録指導者の登録を取り消すことができる。

（運用）

第5条 教育委員会は、登録指導者の情報をホームページ等で公開する。

この場合において、公開する情報は、指導可能種目、年代、指導・競技等実績、指導者資格及び指導可能地域とする。

2 教育委員会は、運営団体から登録指導者の照会を受けたときは、運営団体に詳細な情報を提供するものとする。

3 運営団体は、登録指導者を任用するときは、当該登録指導者へ直接連絡し、報酬、交通費、指導時間等の勤務条件の確認を行い、面接等の選考方法によって指導者としての資質能力等を審査した上で決定するものとする。

4 運営団体は、登録指導者を任用した場合や任用した登録指導者が辞任したときは、教育委員会へその旨を連絡しなければならない。

5 教育委員会は、運営団体から登録指導者の任用や辞任について連絡を受けたときは、人材バンクの情報を更新しなければならない。

（研修）

第6条 教育委員会は、登録指導者の資質向上を図るため、指導等に必要な知識等について研修会を実施しなければならない。

（事故等）

第7条 第5条第2項の規定により情報提供を行った登録指導者に関して、当該登録指導者と運営団体との間に発生した事故及び損害については、教育委員会は責任を負わないものとする。

（個人情報保護）

第8条 登録した個人情報について、運営団体に情報提供するなど、人材バンクに係る業務の円滑な遂行のために用い、教育委員会において関係法令に基づき適正に管理する。

（庶務）

第9条 人材バンクの庶務は、教育委員会事務局社会教育部スポーツ課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

佐久市地域クラブ指導者人材バンク登録申込書

年 月 日

（申込先）佐久市教育委員会

佐久市地域クラブ指導者人材バンクに登録したいため、次のとおり申し込みます。

ホームページで公開される情報は※がついているものとなります

フリガナ		性 別	
氏 名			
生年月日	(西暦) 年 月 日 (歳) (※年代のみ)		
住 所			
勤 務 先			
電話番号			
メー ル			
指導可能種目 (複数回答可)	※		
指導・競技等実績	(できるだけ詳しくご記載ください) ※		
指導者資格	※		
指導可能地域	(佐久市のほか、佐久広域圏内で指導可能な市町村もご記載ください) ※		
備 考	(希望、伝えておきたいことなど)		

なお、申込みに当たって、下記事項を確認し、右欄の□に✓をご記入ください。

「佐久市地域クラブ指導者人材バンク設置要綱」を確認しました。	☐
登録された情報について、地域クラブ等運営団体に情報提供することに同意します。	☐
長野県地域クラブ活動推進ガイドラインに定める「指導者に求められる資質（裏面に記載）」を遵守します。	☐

長野県地域クラブ活動推進ガイドライン(令和6年3月長野県教育委員会策定) から抜粋

指導者に求められる資質

ア 指導者は、実技指導のほか、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、大会等の引率、用具の点検・管理、保護者との連絡など、多様な職務に従事します。そのため、できるだけ幅広い知識や能力の修得に努めることが求められます。

イ 指導者は、生徒理解はもとより、事故やトラブルへ対応する際に必要な知識や考え方などの知見を身に付けておく必要があることから、指導者資格を有していることが望まれます。資格が無い場合でも、研修等により指導者としての研鑽を積み、可能な限り資格取得に努めることが望まれます。

ウ 指導者は、心身の成長の途上である生徒を対象とするため、生徒の安全を確保することや、練習等が過度な負担とならないよう徹底することはもとより、体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメントなどの行為の根絶が強く求められます。指導に当たる際には、意見表明権を含む生徒の基本的人権(意思の尊重)などの権利擁護の観点に留意します。

エ 指導者は、生徒や保護者に対する不適切な行為の防止に努めるだけでなく、生徒間で事故やトラブルがあった場合についても、看過することなく速やかに対処します。